

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第25号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 市長直轄組織（第4条）	第1節 市長直轄組織（第4条— <u>第4条の3</u> ）
第2節 <u>企画部</u> （第5条—第8条）	第2節 <u>経営戦略部</u> （第5条—第8条）
第3節 <u>総務部</u> （第9条— <u>第10条の4</u> ）	第3節 <u>行政管理部</u> （第9条— <u>第10条の3</u> ）
第4節 <u>経済文化部</u> （第11条—第15条の2）	第4節 <u>地域振興部</u> （第11条—第15条の2）
第5節 市民生活部（第16条—第21条）	第5節 市民生活部（第16条—第21条）
第6節 健康福祉部（第22条—第27条）	第6節 健康福祉部（第22条—第27条）
第7節 都市整備部（第28条—第34条）	第7節 都市整備部（第28条—第34条）
第3章 公所	第3章 公所
第1節 削除	第1節 削除
第2節 削除	第2節 削除
第3節 市民生活部に属する公所（第37条—第39条）	第3節 市民生活部に属する公所（第37条—第39条）

第4節 健康福祉部に属する公所（第40条—第43条）

第5節 都市整備部に属する公所（第44条）

第6節 課に属する公所（第44条の2）

第4章 職制

第1節 本庁の職制（第45条）

第2節 公所の職制（第46条）

附則

（防災安全課）

第4条 防災安全課に次の係を置く。

(1) 防災係

(2) 安全係

2 防災係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 災害予防対策及び災害応急対策に関すること。

(2) 災害対策本部に関すること。

(3) 瀬戸市地域防災計画及び瀬戸市業務継続計画に関すること。

(4) 瀬戸市防災会議に関すること。

第4節 健康福祉部に属する公所（第40条—第43条）

第5節 都市整備部に属する公所（第44条）

第6節 課に属する公所（第44条の2）

第4章 職制

第1節 本庁の職制（第45条）

第2節 公所の職制（第46条）

附則

（危機管理課）

第4条 危機管理課は、危機管理の統括及び地域防災力の向上のため、危機管理係を置き、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 災害予防対策及び災害応急対策に関すること。

(2) 災害対策本部に関すること。

(3) 瀬戸市地域防災計画及び瀬戸市業務継続計画に関すること。

(4) 瀬戸市防災会議に関すること。

(5) 瀬戸市危機管理基本計画に関すること。

(6) 瀬戸市国民保護計画に関すること。

(7) 災害対策用の施設、物資及び資機材に関すること。

(8) 防災協定に関すること。

(9) 危機管理課の庶務に関すること。

- (5) 瀬戸市危機管理基本計画に関すること。
- (6) 瀬戸市国民保護計画に関すること。
- (7) 災害対策用の施設、物資及び資機材に関すること。
- (8) 防災協定に関すること。
- (9) 防災安全課の庶務に関すること。

3 安全係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 交通安全に関すること。
- (2) 防犯に関すること。
- (3) 暴力団の排除に関すること。
- (4) 他の所管に属しない警察との調整に関すること。
- (5) 瀬戸市違法駐車等防止推進協議会に関すること。
- (6) 瀬戸市生活安全推進協議会に関すること。
- (7) 自衛官の募集に関すること。

(まちづくり協働課)

第4条の2 まちづくり協働課は、市民協働に係る取り組みの支援並びに生涯学習及び交流の推進を総合的かつ横断的に行うため、次の係を置く。

- (1) 協働第1係
- (2) 協働第2係
- (3) 協働第3係

2 協働第1係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 協働によるまちづくりの企画および調整に関すること。
- (2) 女性活躍及び男女共同参画の推進に関すること。
- (3) 瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会に関すること。

- (4) 地域力向上プランの推進に関すること。
- (5) 瀬戸市自治連合会に関すること。
- (6) 地縁団体に関すること。
- (7) 国際交流の推進に関すること。
- (8) まちづくり協働課の庶務に関すること。

3 協働第2係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 協働によるまちづくりに関すること。
- (2) 生涯学習の振興及び支援に関すること。
- (3) 生涯学習指導者の育成に関すること。
- (4) 社会教育委員及び社会教育指導員に関すること。
- (5) 社会教育施設の設置、変更及び廃止に関すること。
- (6) 瀬戸市公民館に関すること。
- (7) 瀬戸市西部コミュニティセンターに関すること。
- (8) 瀬戸市地域交流センターに関すること。

4 協働第3係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 協働によるまちづくりに関すること。
- (2) 市民公益活動の促進に関すること。
- (3) 多文化共生の推進に関すること。
- (4) 瀬戸まちな活動センターに関すること。
- (5) 瀬戸市国際センターに関すること。
- (6) パルティセと市民交流センターに関すること。
- (7) 大学コンソーシアムせとに関すること。
(シティプロモーション課)

第4条の3 シティプロモーション課は、本市の知名度及びイメージの向上を図る情報発信並びに情報収集を総合的かつ横断的に行うため、次の係を置く。

第2節 企画部

(企画部に属する課)

第5条 企画部に次の課を置く。

- (1) 秘書広報課
 - (2) <省略>
 - (3) <省略>
- (秘書広報課)

第6条 秘書広報課に次の係を置く。

- (1) 秘書係
- (2) 広報広聴係

2 秘書係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (2) 儀式及び交際に関すること。
- (3) 表彰及び礼遇に関すること。
- (4) 市長会に関すること。
- (5) 瀬戸市表彰審査委員会に関すること。

(1) シティプロモーション係

(2) 広聴推進係

2 シティプロモーション係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) シティプロモーションの企画及び調整に関すること。
- (2) 広報せと、ホームページ等による情報提供に関すること。
- (3) 報道機関との連絡に関すること。

3 広聴推進係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 市民意見に関すること。
- (2) 陳情・要望の総括に関すること。
- (3) 各種懇談会の企画及び運営に関すること。
- (4) シティプロモーション課の庶務に関すること。

第2節 経営戦略部

(経営戦略部に属する課)

第5条 経営戦略部に次の課を置く。

- (1) <省略>
- (2) <省略>

(6) 市民憲章に関すること。

3 広報広聴係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 広報せと、ホームページ等による情報提供に関すること。
- (2) 報道機関との連絡に関すること。
- (3) 市民意見に関すること。
- (4) 陳情・要望の総括に関すること。
- (5) 各種懇談会の企画及び運営に関すること。
- (6) 秘書広報課の庶務に関すること。

(政策推進課)

第6条の2 政策推進課に次の係を置く。

- (1) 企画調整係
- (2) シティプロモーション係
- (3) <省略>

2 企画調整係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(8)まで <省略>

(政策推進課)

第6条 政策推進課は、市長業務の遂行支援並びに市政の総合的かつ戦略的な企画及び調整を行うため、次の係を置く。

- (1) 秘書係
- (2) 政策係
- (3) <省略>

2 秘書係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (2) 儀式及び交際に関すること。
- (3) 表彰及び礼遇に関すること。
- (4) 市長会に関すること。
- (5) 瀬戸市表彰審査委員会に関すること。
- (6) 市民憲章に関すること。

3 政策係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(8)まで <省略>

(9) 国勢調査及び商工業関係基幹統計調査に関すること。

(10) 他の所管に属しない統計調査に関すること。

(11) 統計資料の収集及び整備に関すること。

(9) 企画部の庶務に関すること。

(10) <省略>

3 シティプロモーション係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) シティプロモーションの企画及び調整に関すること。

(2) ふるさと納税の推進に関すること。

(3) ふるさと応援基金に関すること。

(4) 国勢調査及び商工業関係基幹統計調査に関すること。

(5) 他の所管に属しない統計調査に関すること。

(6) 統計資料の収集及び整備に関すること。

4 公共施設マネジメント係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) <省略>

(2) 公有財産利活用に係る企画及び調整に関すること。

(情報政策課)

第7条 情報政策課に次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2及び3 <省略>

第3節 総務部

(総務部に属する課)

第9条 総務部に次の課を置く。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 税務課

(行政課)

第10条 行政課に次の係を置く。

(12) 経営戦略部の庶務に関すること。

(13) <省略>

4 公共施設マネジメント係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) <省略>

(2) 市有地（普通財産）利活用の企画及び調整に関すること。

(情報政策課)

第7条 情報政策課は、情報処理及び情報技術による政策を総合的かつ戦略的に推進するため、次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2及び3 <省略>

第3節 行政管理部

(行政管理部に属する課)

第9条 行政管理部に次の課を置く。

(1)から(3)まで <省略>

(行政課)

第10条 行政課は、行政水準の向上に係る事務

<p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>2 事務管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(11)まで <省略></p> <p><u>(12) 市民相談の窓口に関すること。</u></p> <p><u>(13) <省略></u></p> <p><u>(14) 総務部の庶務に関すること。</u></p> <p><u>(15) <省略></u></p> <p>3及び4 <省略></p> <p>(財政課)</p> <p>第10条の2 財政課に次の係を置く。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 財産係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(8)まで <省略></p> <p><u>(9) 市営住宅の管理に関すること。</u></p> <p><u>(10) <省略></u></p> <p>4 <省略></p> <p>(人事課)</p> <p>第10条の3 人事課に次の係を置く。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p><u>(税務課)</u></p> <p>第10条の4 <u>税務課に次の係を置く。</u></p> <p><u>(1) 収納係</u></p> <p><u>(2) 市民税係</u></p>	<p><u>管理、入札制度及び契約制度を総括するため、次の係を置く。</u></p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>2 事務管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(11)まで <省略></p> <p><u>(12) <省略></u></p> <p><u>(13) 行政管理部の庶務に関すること。</u></p> <p><u>(14) <省略></u></p> <p>3及び4 <省略></p> <p>(財政課)</p> <p>第10条の2 財政課は、<u>市の財政運営及び財産管理を総括するため、次の係を置く。</u></p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 財産係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(8)まで <省略></p> <p><u>(9) <省略></u></p> <p>4 <省略></p> <p>(人事課)</p> <p>第10条の3 人事課は、<u>適切な人事管理及び職員の能力向上並びに職員の福利厚生の実を図るため、次の係を置く。</u></p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2及び3 <省略></p>
---	--

(3) 家屋償却係

(4) 土地係

2 収納係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 税務行政の企画及び調整に関すること。

(2) 市税に係る不服申立て及び訴訟に関すること。

(3) 税務統計に関すること。

(4) 市税及び他の所管に属しない徴収金（以下この項において「市税等」という。）の収納に関すること。

(5) 市税等の督促及び滞納処分に関すること。

(6) 市税等に係る過誤納金に関すること。

(7) 納税の宣伝及び相談に関すること。

(8) 税務課の庶務に関すること。

3 市民税係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 市民税の賦課に関すること。

(2) 軽自動車税、市たばこ税及び鉦産税の賦課に関すること。

(3) 原動機付自転車の標識に関すること。

(4) 自動車の臨時運行許可に関すること。

(5) 市民税等に係る証明に関すること。

4 家屋償却係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。

(2) 家屋及び償却資産の評価に関すること。

(3) 家屋及び償却資産の価格等の決定及び修正に関すること。

5 土地係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 土地の評価に関すること。

(2) 土地の価格等の決定及び修正に関すること

。

(3) 固定資産の台帳等の閲覧に関すること。

(4) 固定資産に係る証明に関すること。

(5) 国有資産等所在市町村交付金に関すること

。

第4節 経済文化部

(経済文化部に属する課)

第11条 経済文化部に次の課を置く。

(1) 商工観光課

(2) <省略>

(3) <省略>

(商工観光課)

第12条 商工観光課に次の係を置く。

(1) 商工金融係

(2) ものづくり係

(3) 観光係

2 商工金融係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 商工業の振興に関すること。

(2) 企業誘致・立地に関すること。

(3) 金融に関すること。

(4) 新産業の創出に関すること。

(5) 起業・創業支援に関すること。

(6) <省略>

(7) <省略>

第4節 地域振興部

(地域振興部に属する課)

第11条 地域振興部に次の課を置く。

(1) 産業政策課

(2) ものづくり商業振興課

(3) 観光課

(4) <省略>

(5) <省略>

(産業政策課)

第12条 産業政策課は、市内企業の支援及び企業誘致の推進並びに農業を振興するため、次の係を置く。

(1) 企業支援係

(2) 農林係

(3) アグリカルチャー推進係

2 企業支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 地域産業の振興に関すること。

(2) 窯業資源の安定供給に関すること。

(3) 鉱業に関すること。

(4) 企業誘致・立地に関すること。

(5) 瀬戸市産業資源採掘跡地等開発整備基金に関すること。

(6) 一般財団法人瀬戸市開発公社に関すること

。

(7) <省略>

(8) <省略>

(8) 瀬戸まちづくり株式会社に関すること。

(9) 経済文化部の庶務に関すること。

(10) 商工観光課の庶務に関すること。

3 ものづくり係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 陶磁器産業の振興に関すること。

(2) ものづくり支援に関すること。

(3) ものづくり人材育成施設管理及び運営に関すること。

(4) 窯業資源の安定供給に関すること。

(5) 鉱業に関すること。

(6) 瀬戸市産業資源採掘跡地等開発整備基金に関すること。

(7) 一般財団法人瀬戸市開発公社に関すること。

。

4 観光係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) まるっとミュージアム推進に関すること。

(2) 観光の振興に関すること。

(3) 瀬戸蔵条例（平成16年瀬戸市条例第20号）に規定する瀬戸蔵の管理及び運営に関すること。

(4) 観光施設の管理に関すること。

第13条 削除

(9) 新産業の創出に関すること。

(10) 地域振興部の庶務に関すること。

(11) 産業政策課の庶務に関すること。

3 農林係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 林業の振興に関すること。

(2) 瀬戸市農業委員会に関すること。

(3) 農業振興地域整備計画に関すること。

(4) 農地中間管理事業に関すること。

4 アグリカルチャー推進係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 農業の振興に関すること。

(2) 農業経営基盤の強化の促進に関すること。

(3) 産地収益力の向上に関すること。

(4) 道の駅瀬戸しなのに関すること。

(5) 地方卸売市場に関すること。

(6) 愛知県農業共済組合に関すること。

(ものづくり商業振興課)

第13条 ものづくり商業振興課は、商業及び陶磁器産業を振興するため、次の係を置く。

(1) ものづくり係

(2) 商業金融係

2 ものづくり係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 陶磁器産業の振興に関すること。

第14条 削除

(文化課)

第15条 文化課に次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2及び3 <省略>

(スポーツ課)

第15条の2 スポーツ課にスポーツ係を置き、

(2) ものづくり支援に関すること。

(3) ものづくり商業振興課の庶務に関すること。

3 商業金融係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 商業の振興に関すること。

(2) 起業・創業支援に関すること。

(3) 商工金融に関すること。

(4) 瀬戸まちづくり株式会社に関すること。

(観光課)

第14条 観光課は、まるっとミュージアムの推進により観光を振興するため、次の係を置く。

(1) 観光係

(2) 瀬戸蔵係

2 観光係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) まるっとミュージアム推進事業に関すること。

(2) 観光事業の振興に関すること。

(3) 観光課の庶務に関すること。

3 瀬戸蔵係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 瀬戸蔵条例（平成16年瀬戸市条例第20号）に規定する瀬戸蔵の管理及び運営に関すること。

(2) 観光施設の管理に関すること。

(文化課)

第15条 文化課は、芸術及び文化の振興並びに文化財の保存及び継承により市民文化を醸成するため、次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2及び3 <省略>

(スポーツ課)

第15条の2 スポーツ課は、スポーツを振興す

おおむね次の事務を分掌する。

(1) スポーツの振興に関すること。

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(市民生活部に属する課)

第16条 市民生活部に次の課を置く。

(1) コミュニティ推進課

(2) 多様性協働課

(3) <省略>

(4) <省略>

(コミュニティ推進課)

第17条 コミュニティ推進課に次の係を置く。

(1) コミュニティ係

(2) くらし安心係

2 コミュニティ係においては、おおむね次の事

るため、スポーツ係を置き、おおむね次の事務を分掌する。

(1) スポーツの振興及び行事の計画実施に関すること。

(2) スポーツ教室の企画及び運営に関すること。

(3) スポーツによる健康づくり及び体力づくりに関すること。

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) 地域スポーツ活動の推進に関すること。

(7) <省略>

(8) スポーツ施設の設置、変更及び廃止に関すること。

(9) <省略>

(10) 市民公園の維持管理に関すること。

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(市民生活部に属する課)

第16条 市民生活部に次の課を置く。

(1) 生活安全課

(2) <省略>

(3) 税務課

(4) <省略>

(生活安全課)

第17条 生活安全課は、市民生活に伴う諸問題等の窓口となること及び地域の安全維持のため、次の係を置く。

(1) 生活係

(2) 安全係

2 生活係においては、おおむね次の事務を分掌

務を分掌する。

- (1) 地域力向上プランの推進に関すること。
- (2) 生涯学習の振興及び支援に関すること。
- (3) 生涯学習指導者の育成に関すること。
- (4) 社会教育委員及び社会教育指導員に関すること。
- (5) 社会教育施設の設置、変更及び廃止に関すること。
- (6) 瀬戸市地域交流センターに関すること。
- (7) 瀬戸市公民館に関すること。
- (8) 瀬戸市西部コミュニティセンターに関すること。

3 くらし安心係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 瀬戸市自治連合会に関すること。
- (2) 消費者行政に関すること。
- (3) 消費生活センターに関すること。
- (4) 集会所に関すること。
- (5) 地縁団体に関すること。
- (6) 市民生活部の庶務に関すること。
- (7) コミュニティ推進課の庶務に関すること。

(多様性協働課)

第18条 多様性協働課に多様性協働係を置き、
次の事務を分掌する。

- (1) 多文化共生社会づくりの推進に関すること。
- (2) 外国籍市民に対する施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 国際交流の推進に関すること。
- (4) 友好・姉妹都市交流に関すること。

する。

- (1) 市民相談の窓口に関すること。
- (2) 消費者行政に関すること。
- (3) 消費生活センターに関すること。
- (4) 市営住宅の管理に関すること。
- (5) 墓地に関すること。
- (6) 瀬戸市春雨墓苑に関すること。
- (7) 自衛官の募集に関すること。
- (8) 市民生活部の庶務に関すること。
- (9) 生活安全課の庶務に関すること。

3 安全係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 交通安全に関すること。
- (2) 防犯に関すること。
- (3) 暴力団の排除に関すること。
- (4) 他の所管に属しない警察との調整に関すること。
- (5) 瀬戸市違法駐車等防止推進協議会に関すること。
- (6) 瀬戸市生活安全推進協議会に関すること。

第18条 削除

- (5) 瀬戸市国際センターに関すること。
- (6) 女性活躍及び男女共同参画の推進に関する
こと。
- (7) 性の多様性を認め合う社会の推進に関する
こと。
- (8) 市民公益活動の促進に関すること。
- (9) 瀬戸まちな活動センターに関すること。
- (10) 大学コンソーシアムせとに関すること。
- (11) パーティせと市民交流センターに関するこ
と。
- (12) 多様性協働課の庶務に関すること。

(環境課)

第19条 環境課に次の係を置く。

(1)から(3)まで <省略>

2及び3 <省略>

4 衛生係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 墓地に関すること。

(6) 瀬戸市春雨墓苑に関すること。

第20条 削除

(環境課)

第19条 環境課は、良好な環境を将来の世代に
継承するため、次の係を置く。

(1)から(3)まで <省略>

2及び3 <省略>

4 衛生係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(4)まで <省略>

(税務課)

第20条 税務課は、市税を公平、公正に課税し
、収納するため、次の係を置く。

(1) 収納係

(2) 市民税係

(3) 家屋償却係

(4) 土地係

2 収納係においては、おおむね次の事務を分掌
する。

(1) 税務行政の企画及び調整に関すること。

(2) 市税に係る不服申立て及び訴訟に関するこ
と。

(3) 税務統計に関すること。

(4) 市税及び他の所管に属しない徴収金（以下この項において「市税等」という。）の収納に関すること。

(5) 市税等の督促及び滞納処分に関すること。

(6) 市税等に係る過誤納金に関すること。

(7) 納税の宣伝及び相談に関すること。

(8) 税務課の庶務に関すること。

3 市民税係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 市民税の賦課に関すること。

(2) 軽自動車税、市たばこ税及び鉦産税の賦課に関すること。

(3) 原動機付自転車の標識に関すること。

(4) 自動車の臨時運行許可に関すること。

(5) 市民税等に係る証明に関すること。

4 家屋償却係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。

(2) 家屋及び償却資産の評価に関すること。

(3) 家屋及び償却資産の価格等の決定及び修正に関すること。

5 土地係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 土地の評価に関すること。

(2) 土地の価格等の決定及び修正に関すること。

(3) 固定資産の台帳等の閲覧に関すること。

(4) 固定資産に係る証明に関すること。

(5) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

(市民課)

第21条 市民課に次の係を置く。

(市民課)

第21条 市民課は、戸籍制度、住民基本台帳制度、在留管理制度等を適正に運用するため、次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2 及び3 <省略>

(社会福祉課)

第23条 社会福祉課に次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

(3) 障害福祉係

2 福祉政策係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)及び(2) <省略>

(3) <省略>

(4) 瀬戸市社会福祉法人等審査会に関すること。

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) <省略>

(15) <省略>

3 <省略>

4 障害福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 瀬戸市障害者地域自立支援委員会に関すること。

(6) <省略>

(1)及び(2) <省略>

2 及び3 <省略>

(社会福祉課)

第23条 社会福祉課は、市民の自立を支援し、及び地域で共に支えあう福祉の仕組みをつくるため、次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

(3) 福祉係

2 福祉政策係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)及び(2) <省略>

(3) 重層的支援体制の構築に関すること。

(4) <省略>

(5) 瀬戸市社会福祉法人審査会に関すること。

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) <省略>

(15) <省略>

(16) <省略>

3 <省略>

4 福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 瀬戸市地域自立支援委員会に関すること。

(6) <省略>

<p>(7) <u>瀬戸市障害者地域自立支援協議会</u>に関する こと。</p> <p>(8)及び(9) <省略> (高齢者福祉課)</p> <p>第24条 高齢者福祉課に次の係を置く。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>2 介護保険料係においては、おおむね次の事務 を分掌する。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(6) <u>瀬戸市老人福祉センター</u>に関する こと。</p> <p>(7) <u>瀬戸市水野在宅福祉センター</u>に関する こと。</p> <p>(8) <u>瀬戸市老人デイサービスセンター</u>に関する こと。</p> <p>(9) <u>瀬戸市高齢者生きがい活動施設</u>に関する こと。</p> <p>(10) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 地域支援係においては、おおむね次の事務を 分掌する。</p> <p>(1)から(9)まで <省略></p> <p>(10) <省略></p> <p>5 <省略></p>	<p>(7) <u>瀬戸市地域自立支援協議会</u>に関する こと。</p> <p>(8)及び(9) <省略> (高齢者福祉課)</p> <p>第24条 高齢者福祉課は、高齢者が生きがい を持って安心して暮らすことを支援するため、 次の係を置く。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>2 介護保険料係においては、おおむね次の事務 を分掌する。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 地域支援係においては、おおむね次の事務を 分掌する。</p> <p>(1)から(9)まで <省略></p> <p>(10) <u>瀬戸市老人福祉センター</u>に関する こと。</p> <p>(11) <u>瀬戸市老人憩いの家</u>に関する こと。</p> <p>(12) <u>瀬戸市水野在宅福祉センター</u>に関する こと。</p> <p>(13) <u>瀬戸市老人デイサービスセンター</u>に関する こと。</p> <p>(14) <u>瀬戸市高齢者生きがい活動施設</u>に関する こと。</p> <p>(15) <省略></p> <p>5 <省略></p>
---	--

<p>(こども未来課)</p> <p>第25条 <u>こども未来課</u>に次の係を置く。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 <u>こども未来係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <u>子どもの権利に関すること。</u></p> <p>(6) <u>子ども・若者会議に関すること。</u></p> <p>(7) <u>子どもの今・未来応援基金に関すること。</u></p> <p>(8) <省略></p> <p>(9) <u>自然児童遊園に関すること。</u></p> <p>(10) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>(保育課)</p>	<p>(こども未来課)</p> <p>第25条 <u>こども未来課は、子ども・若者の健全な成長及び子育てを支援するため、次の係を置く。</u></p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 <u>こども未来係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <u>児童・青少年の健全育成に関すること。</u></p> <p>(7) <u>子どもの貧困対策に関すること。</u></p> <p>(8) <u>瀬戸市プレイルームに関すること。</u></p> <p>(9) <u>瀬戸市八幡池魚つき場に関すること。</u></p> <p>(10) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>(保育課)</p>
<p>第25条の2 <u>保育課</u>に保育係を置き、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(11)まで <省略></p> <p>(健康課)</p> <p>第26条 <u>健康課</u>に次の係を置く。</p> <p>(1) <u>健康づくり推進係</u></p> <p>(2) <u>健診予防係</u></p> <p>2 <u>健康づくり推進係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>栄養又は生活習慣の改善に関すること。</u></p> <p>(2) <u>歯科口腔保健の推進に関すること。</u></p>	<p>第25条の2 <u>保育課は、多様な保育サービスを提供し、子どもの健全な心身の発達を促すため、保育係を置き、おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1)から(11)まで <省略></p> <p>(健康課)</p> <p>第26条 <u>健康課は、市民の健康を保持し、及び増進するため、次の係を置く。</u></p> <p>(1) <u>母子保健係</u></p> <p>(2) <u>成人保健係</u></p> <p>2 <u>母子保健係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>予防接種に関すること。</u></p> <p>(2) <u>感染症の予防(消毒業務を除く。)に関する</u></p>

- (3) 健康教育に関すること。
- (4) 健康相談に関すること。
- (5) 訪問指導に関すること。

- (6) 結核及びじん肺に関すること。
- (7) その他健康増進施策に関すること。

3 健診予防係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 健康診査に関すること。
- (2) がんの検診等に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 感染症の予防（消毒業務を除く。）に関すること。
- (5) 瀬戸市予防接種調査委員会に関すること。
- (6) <省略>
- (7) <省略>
- (8) <省略>
- (9) <省略>
- (10) <省略>
- (11) <省略>

(国保年金課)

第27条 国保年金課に次の係を置く。

- (1)から(4)まで <省略>

2 給付係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1)から(4)まで <省略>
- (5) 国民健康保険の保健事業及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条第1項に規定する高齢者保健

ること。

- (3) 母子の保健事業に関すること。
- (4) 栄養指導に関すること。
- (5) 小児慢性特定疾患児に係る支援事業に関すること。
- (6) 瀬戸市予防接種調査委員会に関すること。

3 成人保健係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業に関すること。
- (2) 生活習慣病の予防に関すること。
- (3) 結核及びじん肺に関すること。
- (4) 健康増進施策に関すること。

- (5) <省略>
- (6) <省略>
- (7) <省略>
- (8) <省略>
- (9) <省略>
- (10) <省略>

(国保年金課)

第27条 国保年金課は、安心して医療を受けること及び国民年金制度に基づく不安のない市民生活を支援するため、次の係を置く。

- (1)から(4)まで <省略>

2 給付係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1)から(4)まで <省略>
- (5) 国民健康保険の保健事業に関すること。

<p>事業に関すること。</p> <p>(6)から(9)まで <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 窓口・年金係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 国民年金被保険者の<u>資格等</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>国民年金の給付</u>に関すること。</p> <p>5 医療福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療費の支給に関すること。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度の資格及び給付に係る事務に関すること。</p> <p>(4) <省略></p> <p>(都市整備部に属する課)</p>	<p>(6)から(9)まで <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 窓口・年金係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 国民年金被保険者の<u>資格</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>国民年金に係る裁定請求等の進達</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>福祉年金に関すること。</u></p> <p>5 医療福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律<u>(昭和57年法律第80号)</u>に基づく医療費の支給に関すること。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度の資格及び給付に係る事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律<u>第125条第1項</u>に規定する高齢者保健事業に関すること。</p> <p>(4) <省略></p> <p>(都市整備部に属する課)</p>
<p>第28条 都市整備部に次の課を置く。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <u>農林課</u></p> <p>(6) <省略></p> <p>(都市計画課)</p>	<p>第28条 都市整備部に次の課を置く。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(都市計画課)</p>
<p>第29条 都市計画課に次の係を置く。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>2 計画係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p>	<p>第29条 都市計画課は、<u>都市の健全な発展及び秩序ある都市づくりを誘導するため、次の係を置く。</u></p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>2 計画係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p>

(1)から(6)まで <省略>

(7) 瀬戸市都市環境整備基金に関すること。

(8) <省略>

(9) <省略>

3及び4 <省略>

(建設課)

第31条 建設課に次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2 <省略>

3 公園緑地係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 都市公園、ちびっこ広場、八幡池魚釣り場、緑地等の整備及び管理に関すること。

(2)及び(3) <省略>

(4) 都市公園、ちびっこ広場、八幡池魚釣り場、緑地等の災害復旧工事に関すること。

(維持管理課)

第32条 維持管理課に次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

(3) 河川水路係

2及び3 <省略>

4 河川水路係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(7)まで <省略>

(用地課)

第33条 用地課に用地係を置き、おおむね次の

(1)から(6)まで <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

3及び4 <省略>

(建設課)

第31条 建設課は、道路、河川、公園等の計画的な整備により、市民生活の利便性の向上を図るため、次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2 <省略>

3 公園緑地係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、自然児童遊園及び緑地の整備及び管理に関すること。

(2)及び(3) <省略>

(4) 都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、自然児童遊園及び緑地の災害復旧工事に関すること。

(維持管理課)

第32条 維持管理課は、道路、河川及び農林業施設の整備（他の所管に属するものを除く。）並びに適正な維持管理により、安全で快適な市民生活を確保するため、次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

(3) 河川農林土木係

2及び3 <省略>

4 河川農林土木係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(7)まで <省略>

(用地課)

第33条 用地課は、道路、河川等の整備のため

事務を分掌する。

(1)から(3)まで <省略>

(農林課)

第33条の2 農林課に次の係を置く。

(1) 農林係

(2) アグリカルチャー推進係

2 農林係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 林業の振興に関すること。

(2) 瀬戸市農業委員会に関すること。

(3) 農業振興地域整備計画に関すること。

(4) 農地中間管理事業に関すること。

(5) 森林環境譲与税基金に関すること。

(6) 農林課の庶務に関すること。

3 アグリカルチャー推進係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 農業の振興に関すること。

(2) 地域計画に関すること。

(3) 農業経営基盤の強化に関すること。

(4) 産地収益力の向上に関すること。

(5) 道の駅瀬戸しなのに関すること。

(6) 地方卸売市場に関すること。

(7) 愛知県農業共済組合に関すること。

(下水道課)

第34条 下水道課に次の係を置く。

(1) 経営係

(2)及び(3) <省略>

2 経営係においては、おおむね次の事務を分掌する。

の用地取得等により、市民生活の利便性の向上を図るため、用地係を置き、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(3)まで <省略>

(下水道課)

第34条 下水道課は、下水道施設の整備及び適正な維持管理により、衛生的で快適な市民生活を確保するため、次の係を置く。

(1) 管理係

(2)及び(3) <省略>

2 管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

<p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>3及び4 <省略></p> <p>(支所)</p> <p>第37条 瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例（昭和34年瀬戸市条例第12号）に規定する支所においては、次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(8)まで <省略></p> <p>(9) 埋火葬の許可に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10)から(14)まで <省略></p> <p>(クリーンセンター)</p> <p>第39条 瀬戸市クリーンセンター条例（昭和35年瀬戸市条例第10号）に規定する瀬戸市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）においては、<u>次の事務を分掌する</u>。</p> <p>(1) <u>クリーンセンターの管理及び運営に関すること</u>。</p> <p>(2) <u>廃棄物の収集及び運搬に関すること</u>。 (<u>こども若者家庭センター</u>)</p> <p>第42条 <u>瀬戸市こども若者家庭センター条例（令和6年瀬戸市条例第35号）に規定する瀬戸市こども若者家庭センター（以下「こども若者家庭センター」という。）においては、こども若者家庭センターの管理及び運営に関する事務を分掌し、次の係を置く。</u></p> <p>(1) <u>母子保健係</u></p> <p>(2) <u>子ども・若者係</u></p> <p>2 <u>母子保健係においては、おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1) <u>母子の保健事業に関すること</u>。</p> <p>(2) <u>母子の栄養指導に関すること</u>。</p> <p>(3) <u>こども若者家庭センターの庶務に関するこ</u></p>	<p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>3及び4 <省略></p> <p>(支所)</p> <p>第37条 瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例（昭和34年瀬戸市条例第12号）に規定する支所においては、次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(8)まで <省略></p> <p>(9) 埋火葬の許可<u>及び斎苑の火葬炉の使用許可</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10)から(14)まで <省略></p> <p>(クリーンセンター)</p> <p>第39条 瀬戸市クリーンセンター条例（昭和35年瀬戸市条例第10号）に規定する瀬戸市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）においては、<u>クリーンセンターの管理及び運営に関する事務を分掌する</u>。</p> <p>第42条 <u>削除</u></p>
--	--

と。

3. 子ども・若者係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 子ども・若者の相談に関すること。

(2) こども家庭支援に関すること。

(3) 妊産婦、子ども、若者等を支援する地域の機関の連携及び開拓に関すること。

(課に属する公所)

第44条の2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

所属課	公所名	分掌事務
商工観 光課	<省略>	<省略>
	<省略>	
環境課	斎苑	<省略>
	資源リサ イクルセ ンター	<省略>
<省略>		
こども 未来課	<省略>	<省略>
	せとっ子 ファミリ ー交流館	<省略>
<省略>		

(公所の職制)

(課に属する公所)

第44条の2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

所属課	公所名	分掌事務
ものづ くり商 業振興 課	<省略>	<省略>
	<省略>	
生活安 全課	斎苑	<省略>
	環境課	資源リサ イクルセ ンター
<省略>		
こども 未来課	<省略>	<省略>
	せとっ子 ファミリ ー交流館	<省略>
	子ども・ 若者セン ター	瀬戸市子ども・若者センター条 例（令和2年瀬戸市条例第44 号）に規定する事務
	<省略>	

(公所の職制)

第46条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
児童発達支援センター	園長代理	<省略>
こども若者家庭センター	センター長	上司の命を受け、こども若者家庭センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
こども若者家庭センター	副センター長	センター長を補佐し、及び上司の命を受け、こども若者家庭センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
こども若者家庭センター	統括支援員	上司の命を受け、こども若者家庭センターの相談業務を掌理し、所属の職員の調整及び指揮監督する。
こども若者家庭センター	係長	上司の命を受け、係の事務を整理する。
<省略>		
せとっ子ファミリー交流館	<省略>	<省略>
<省略>		

2及び3 <省略>

第46条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
児童発達支援センター	園長代理	<省略>
子ども・若者センター	センター長	上司の命を受け、子ども・若者センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
<省略>		

2及び3 <省略>

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。